

社団法人 千葉県法人会連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人千葉県法人会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、東京国税局及び千葉県内税務署との協調のもとに、県内各法人会（以下「各法人会」という。）と緊密な連絡を図り、本会を中軸に、各法人会が税務知識の普及につとめるとともに、あわせてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業
- (2) 税制、税法に関する調査研究並びに意見具申
- (3) 税務行政に関する意見具申
- (4) 各法人会の発展に必要な支援及び指導
- (5) 各法人会の青年部会・女性部会の発展に必要な支援及び指導
- (6) 各法人会会員の役職員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- (7) 機関誌並びに税務関係の法規、図書及び各種資料の刊行
- (8) 関係諸官庁並びに友誼団体との協調、連携
- (9) 財団法人全国法人会総連合、各県法人会連合会並びに県内法人会との相互連絡
- (10) その他本会の目的達成に必要な事業